

# 都市計画法第34条第12号に基づく指定区域廃止のお知らせ

令和6年4月1日に下柳16号南側地区、下柳16号北側地区において、都市計画法第34条第12号に基づく「春日部市開発事業の  
手続及び基準に関する条例 第50条第1項第1号」による、  
**指定区域を廃止する告示を行いました。**

この告示により、令和8年4月1日以降は、当地区において、条例で指定する**産業系の立地を目的とした土地利用ができなくなります**。産業系の開発行為を行う場合は、令和8年3月31日までに、開発許可申請が受理されている必要があります。

※既に開発許可を取得している場合は、取得している開発許可の範囲の中で、**建て替え等の一定の権利は保障されます**。詳しくは開発調整課までお問い合わせください。

指定区域廃止箇所は  
右の図の枠内エリアです。



R6.4.1

R6.4.1 ~ R8.3.31

R8.4.1 ~

指定区域  
廃止の告示

経過措置期間  
(2年間)

現在

指定区域廃止

【指定廃止に関する問い合わせ先】 まちづくり推進課 TEL:048-736-1125

【開発調整に関する問い合わせ先】 開発調整課 TEL:048-796-8381